

事 務 連 絡
平成 19 年 4 月 27 日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者自立支援対策臨時特例交付金における事業運営円滑化事業等
に係る事務処理要領の送付について（修正版）

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援対策臨時特例交付金に係る運用については、各都道府県より、多数ご照会を頂いているところですが、当該交付金中、特にご照会の多かった「事業運営円滑化事業」、「通所サービス利用促進事業」及び「その他法施行に伴い緊急に必要な事業」のうち、「事業者コスト対策」（平成 18 年 12 月 26 日の障害保健福祉関係主管課長会議における資料 8 参照）について、より詳細な事務処理要領を、別紙のとおり取りまとめましたので、送付いたします。

なお、本事務処理要領は、標準的な考え方をお示しするものであり、**各都道府県ごとの実情を踏まえた柔軟な運用を妨げるものではない**（別紙 1 に係る部分を除く。）ことを念のため申し添えます。

また、各都道府県におかれましては、本事務処理要領について、貴管内市町村に対する情報提供を行って頂きますよう、お願いいたします。

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 福祉サービス係 山田・田中
・TEL：03-3595-2528
・FAX：03-3591-8914

(別紙 1)

事業運営円滑化事業事務処理要領

1. 目的

報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な事業所について、従前の月払いによる報酬額の 80%を保障する「激変緩和加算」を位置付けているところであるが、さらに月払いによる報酬額の 90%を保障するとともに、新体系へ移行した場合についても、従前の報酬額の 90%を保障し、事業所のより一層の安定的な運営を確保することを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 本事業の実施主体は市町村(都道府県等)とする。

(2) 旧体系における激変緩和措置

次に掲げる特定旧法指定施設等について従前の月払いによる報酬額の 80%を保障する激変緩和加算の保障額を 90%まで引き上げた場合に、当該激変緩和加算による加算額との差額について助成する。

- ・ 平成 18 年 3 月においてサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。)、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設若しくは旧知的障害者通所授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。)
- 又は平成 18 年 9 月においてサービスの提供実績を有する障害児施設

- 1 各入所施設の通所部及び各施設の分場を含むものとする。
- 2 地方公共団体が設置した施設は含むものとする。
- 3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。
- 4 基準該当就労継続支援 B 型を含むものとする。

(3) 新体系移行時における激変緩和措置(資料 1 参照のこと。)

平成 18 年度から平成 20 年度までの間に、次のアに掲げる施設が次のイのいずれかの事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の 90%を下回る場合に、その差額について助成する。

ア 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体

障害者福祉工場、**身体障害者福祉ホーム**、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、**知的障害者福祉ホーム**、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助事業、**精神障害者福祉ホーム**、精神障害者福祉ホーム B 型、**精神障害者地域生活支援センター**又は障害児施設

- 1 各入所施設の通所部及び各施設の分場を含むものとする。
- 2 地方公共団体が設置した施設は含むものとする。
- 3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

イ 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、共同生活援助事業所若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設

- 1 基準該当事業所は含まないものとする。
- 2 多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は施設として取り扱うものとする。
- 3 共同生活介護及び共同生活援助については、個々の共同生活住居単位で比較するのではなく、事業所単位で比較することし、共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所については、これらを一の事業所として取り扱うものとする。

3. 助成額

次の算式に基づき算定した額とする。

(1) 旧体系における激変緩和措置

ア 通所による授産施設支援以外の旧法施設支援

実利用延べ日数(A)・・・1月間の利用者の利用日数の合計数

加算算定基準数(B)・・・平成18年3月(又は平成18年9月)の実利用者数×30.4日(入所)×80%

平成18年3月(又は平成18年9月)の実利用者数×22日(通所)×80%

助成算定基準数(C)・・・平成18年3月(又は平成18年9月)の実利用者数×30.4日(入所)×90%

平成18年3月(又は平成18年9月)の実利用者数×22日(通所)×90%

激変緩和加算の算定額

$$\{(\text{加算算定基準数(B)} - \text{実利用延べ日数(A)}) \times \text{区分Aの所定単位数}\} \div \text{実利用延べ日数(A)}$$
$$\times 0.9 \times 1 \text{ 単位の単価}$$

給付費による激変緩和加算を算定している場合

$$\{(\text{助成算定基準数(C)} - \text{加算算定基準数(B)}) \times \text{区分Aの所定単位数}\} \div \text{実利用延べ日数(A)} \times 0.9 \times 1 \text{ 単位の単価}$$

給付費による激変緩和加算を算定していない場合

$$\{(\text{助成算定基準数(C)} - \text{実利用延べ日数(A)}) \times \text{区分Aの所定単位数}\} \div \text{実利用延べ日数(A)} \times 0.9 \times 1 \text{ 単位の単価}$$

イ 通所による授産施設支援

実利用延べ日数に係る単位数(A)

1月間の身体障害者の利用日数の合計数×身体障害者に係る区分Aの所定単位数

1月間の知的障害者の利用日数の合計数×知的障害者に係る区分Aの所定単位数

1月間の身体障害者の利用日数の合計数×精神障害者に係る所定単位数

加算算定基準単位数(B)

平成18年3月の身体障害者の利用者数×22日×身体障害者に係る区分Aの所定単位数×80%

平成18年3月の知的障害者の利用者数×22日×知的障害者に係る区分Aの所定単位数×80%

平成18年3月の精神障害者の利用者数×22日×精神障害者に係る所定単位数×80%

助成算定基準単位数(C)

平成18年3月の身体障害者の利用者数×22日×身体障害者に係る区分Aの所定単位数×90%

平成18年3月の知的障害者の利用者数×22日×知的障害者に係る区分Aの所定単位数×90%

平成18年3月の精神障害者の利用者数×22日×精神障害者に係る所定単位数×90%

激変緩和加算の算定額

$$(\text{加算算定基準単位数(B)} - \text{実利用延べ日数に係る単位数(A)}) \div \text{実利用延べ日数(A)} \times$$
$$0.9 \times 1 \text{ 単位の単価}$$

給付費による激変緩和加算を算定している場合

(助成算定基準単位数 (C) - 加算算定基準単位数 (B)) ÷ 実利用延べ日数 (A) × 0.9 × 1 単位の単価

給付費による激変緩和加算を算定していない場合

(助成算定基準単位数 (C) - 実利用延べ日数に係る単位数 (A)) ÷ 実利用延べ日数 (A) × 0.9 × 1 単位の単価

(2) 新体系における激変緩和措置

ア 旧支援費施設が移行する場合

助成算定基準数 (A) … 平成 18 年 3 月の実利用者数 × 30.4 日 (入所) × 90%

平成 18 年 3 月の実利用者数 × 22 日 (通所) × 90%

平成 18 年 3 月において、サービス提供実績がない場合については、新体系へ移行した月の前月における実利用者数とする。

助成算定基準単位数 (B) … (「助成算定基準数 (A) 」 - 「新体系移行月の前月における実利用延べ日数」) × 「当該施設の区分 A の単位数」 × 0.9 + 「新体系移行月の前月における当該施設の本体報酬単位数 (激変緩和加算などの各種加算を除いたもの) 」

「新体系移行月の前月における実利用延べ日数」が「助成算定単位数 (A) 」を上回る場合においても、助成算定基準単位数 (B) を算定すること。

加算給付単位数 (C) … 新体系移行前の直近 1 月間の加算給付単位数

新体系実利用延べ日数 (D) … 新体系移行後における 1 月間の利用者の利用日数の合計数

新体系移行後の各月の給付単位数 (E) … 当該事業所の全ての利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書中の「給付単位数」の合計額

旧体系における激変緩和措置 (90% 保障) の助成を受けている場合

(新体系移行月の前月における給付単位数 - 新体系移行後の各月の給付単位数 (E)) ÷ 新体系実利用延べ日数 (D) × 1 単位の単価

旧体系における激変緩和措置 (90% 保障) の助成を受けていない場合

{ (助成算定基準単位数 (B) + 加算給付単位数 (C)) - 新体系移行後の各月の給付単位数 (E) } ÷ 新体系実利用延べ日数 (D) × 1 単位の単価

障害者支援施設の場合にあっては、上記の算式に基づき、算出した 1 人・1 日当たりの助成額について、施設入所支援の助成額とする (施設入所支援 1 日につき加算する) こと。

イ 旧知的障害者地域生活援助又は旧精神障害者地域生活援助が移行する場合

新体系実利用延べ日数 (A) … 新体系移行後における 1 月間の利用者の利用日数の合計数

区分 助成算定基準数 (B) … 平成 18 年 3 月の区分 の利用者に係る実利用者数 × 30.4 日 × 90%

区分 助成算定基準数 (C) … 平成 18 年 3 月の区分 の利用者に係る実利用者数 × 30.4 日 × 90%

助成算定基準数 (D) … 平成 18 年 3 月の実利用者数 × 30.4 日 × 90%

平成 18 年 3 月において、サービス提供実績がない場合については、平成 18 年 9 月における実利用者数とする。

旧知的障害者地域生活援助の場合

{ (区分 助成算定基準数 (B) × 平成 18 年 4 月から 9 月までの間の旧知的障害者地域生活援助の区分 の所定単位数 + 区分 助成算定基準数 (C) × 平成 18 年 4 月から 9 月までの間の旧知的障害者地域生活援助の区分 の所定単位数) - 新体系移行後の各月の給付単位数 } ÷ 新体系実利用延べ日数 (A) × 1 単位の単価

旧精神障害者地域生活援助の場合

(助成算定基準数 (D) × 平成 18 年 4 月から 9 月までの間の旧精神障害者地域生活援助の所定単位数 - 新体系移行後の各月の給付単位数) ÷ 新体系実利用延べ日数 (A) × 1 単位の単価

ウ 旧精神障害者生活訓練施設、旧精神障害者入所授産施設、旧精神障害者通所授産施設、旧身体障害者小規模通所授産施設、旧知的障害者小規模通所授産施設、旧精神障害者小規模通所授産施設、旧身体障害者福祉工場、旧知的障害者福祉工場、旧精神障害者福祉工場又は旧精神障害者福祉ホーム B 型が移行する場合

新体系実利用延べ日数 (A) … 新体系移行後における 1 月間の利用者の利用日数の合計数

助成算定基準単位数 (B) …

(国庫補助基準額が年額の場合) 平成 18 年国庫補助基準額 ÷ 12 月 ÷ 10 円 × 90%

(国庫補助基準額が月額の場合) 平成 18 年国庫補助基準額 ÷ 10 円 × 90%

(助成算定基準単位数 (B) - 新体系移行後の各月の給付単位数) ÷ 新体系実利用延べ日数 (A) × 1 単位の単価

国庫補助基準額には、本体基準単価に加え、各種加算を含む。

4. 利用者負担

本事業の実施に当たって、利用者からの負担を求めてはならないものであること。

5. 補助割合

(1) 障害者施設の場合

国：1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

(2) 障害児施設の場合

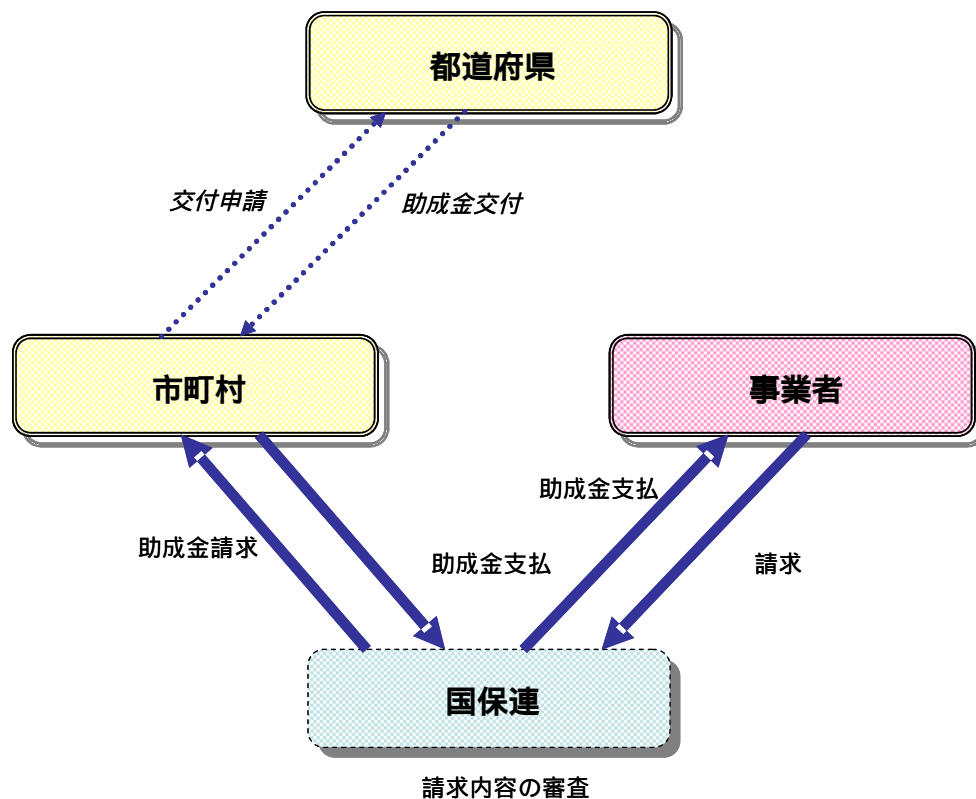
国：1 / 2、都道府県（政令指定都市・児童相談所設置市）1 / 2

6. 実施時期

平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

平成 19 年 4 月実績分の請求から対象となる。

7. 実施上の留意点



請求

事業者は介護給付費又は訓練等給付費の請求と併せて、国保連に対し、本助成金を請求する。

請求内容の審査

の請求内容を国保連が審査する。

助成金の請求

国保連は介護給付費等と併せて、市町村に対し、助成金を請求する。

助成金の支払

市町村は国保連に対し、介護給付費等と併せて、助成金を支払う。

国保連は事業者に対し、介護給付費等と併せて、助成金を支払う。

国保連に審査支払事務を行わない場合については、審査支払事務を市町村が行うこととなる。

(別紙 2)

通所サービス利用促進事業事務処理要領

1. 目的

障害者自立支援法による制度改正の激変緩和措置の一環として、新体系の日中活動事業所及び旧体系の通所施設における送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体は市町村とする。

(2) 次のいずれにも該当する事業所が、当該事業所において行われる通所サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合に、当該送迎に要する費用を助成する。

ア 次のいずれかに該当するサービスを行う事業所であること。

() 通所による生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所又は就労継続支援 B 型事業所

1 多機能型事業所については、一の事業所として取扱うものとする。

2 障害者支援施設が通所による上記サービスを行う場合も含むものとする。

3 基準該当事業所は含まないものとする。

4 地方公共団体が設置した施設(地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。)は含まないものとする。

5 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

() 旧身体障害者通所授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。)
旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設(知的障害者小規模通所授産施設を除く。)又は各入所施設の通所部

分場については、本体施設と併せて一の事業所として扱うこと(分

場のみ独立した助成対象となるものではないこと。

イ 本事業の助成申請時における直近 1 月間の送迎の実績が週 3 回以上であること。

ウ 1 回の送迎につき、平均 10 人以上が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施していること。

(3) 本事業は、事業所が自ら送迎を行う場合のほか、送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とはならないことに留意されたい。

3 . 助成額

1 事業所につき、3,000 千円 (年額) と現に送迎に要する費用のいずれか少ない金額を基準とする。

なお、新規に開設する事業者の増などの要因により、この基準単価により難しい場合には、利用者階級別の単価を設定する等の工夫を行われたい。

4 . 利用者負担

本事業の実施に当たって、燃料費相当の実費を除き、利用者からの負担を求めてはならないものであること。

なお、生活介護については、報酬上、送迎に要する費用を一定程度評価しており、これを当該燃料費へ充当することが可能であることから、燃料費相当の実費徴収に当たっては、配慮を行うこと。この場合であっても、通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合については、この限りではない。

5 . 補助割合

国 : 1 / 2、都道府県 1 / 4、当該事業所が所在する市町村 1 / 4

市町村の負担割合について、これにより難しい場合については、他の方法によることも可能である (資料 2 参照のこと。)

6 . 実施時期

平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

7 . 実施上の留意点

(1) 本事業は、1 年間の送迎に要する費用を助成するものであること。なお、平成 19 年 4 月 1 日以降に新規に設立する事業所の助成額については、指定月以降の当該年度における残りの月数で 3,000 千円を按分すること。

- (2) 新体系における多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこと。ただし、各事業所ごとに送迎が別に行われている場合など、都道府県が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。
- (3) 2の(2)のウの要件に満たない事業所についても、都道府県が利用者の実態等を踏まえ、本基金の配分額の範囲内で対象とすることも差し支えないが、3. に示す基準単価を適用するのではなく、送迎の実施規模に応じた適切な単価を設定すること。
- (4) 助成単価等について都道府県が別に定める場合については、本事業の実施に当たっての公平性を確保する観点から、少なくとも、都道府県ごとに同一の基準によることとし、市町村ごとに取扱いが異なるような運用は行わないこと。

(別紙 3)

事業者コスト対策事務処理要領

1. 目的

障害者自立支援法が施行され、これまでの制度を大きく見直したことにより、会計処理システムの改修や報酬請求事務等の事務処理コストなど、追加的なコストが発生していることから、これらの事業者コストの一部を助成することにより、円滑な障害者自立支援法の施行と各事業者の新体系への移行を図ることを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体は都道府県とする。

(2) 事業者コスト対策

次に掲げる事業所又は施設について、事務処理にあたって、制度改正による特別な需要が生じている状況にかんがみ、給付管理ソフトの購入経費等につき、助成する。

ただし、運営主体が営利法人である場合には、対象としない。

旧体系

平成 18 年度中にサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は障害児施設

新体系

平成 18 年度中に指定を受けた居宅介護事業所(重度訪問介護事業所及び行動援護事業所を含む。)療養介護事業所、生活介護事業所、児童デイサービス事業所、短期入所事業所、共同生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、共同生活援助事業所又は障害者支援施設

- 1 分場及び各入所施設の通所部については、本体施設と併せて一の事業所として扱うこと（分場及び各入所施設の通所部のみ独立した助成対象となるものではないこと）。
- 2 地方公共団体が設置した施設（地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）は含まないものとする。
- 3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。
- 4 基準該当事業所は含まないものとする。

（４）冬期暖房用燃料費の助成

次に掲げる事業所又は施設について、近年、原油価格が高騰している状況にかんがみ、平成 18 年度の冬期（11 月から 3 月までの期間）暖房用燃料費用につき、助成する。

ただし、運営主体が営利法人である場合には、対象としない。

旧体系

平成 18 年中にサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は障害児施設

新体系

平成 18 年度中に指定を受けた療養介護事業所、生活介護事業所、児童デイサービス事業所、短期入所事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所又は障害者支援施設

- 1 各入所施設の通所部及び各施設の分場を含むものとする。
- 2 地方公共団体が設置した施設（地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）は含まないものとする。
- 3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。
- 4 基準該当事業所は含まないものとする。

3．助成額

（１）事業者コスト対策

1 事業所につき、50 千円（年額）を基準とする。

多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は施設として取り扱うものとする。

(2) 冬期暖房用燃料費の助成

次に掲げる都道府県の区分ごとに、利用者1人につき、次に掲げる額(平成18年度11月から3月まで)を基準とする。

北海道、青森県及び秋田県 30,600円

岩手県、山形県及び新潟県 23,500円

宮城県、福島県、富山県及び長野県 18,700円

石川県及び福井県 13,600円

栃木県、群馬県、山梨県、岐阜県、鳥取県及び島根県 8,800円

その他の都府県 7,700円

1 助成単価については、入所施設及び通所施設共通とする。

2 助成対象となる利用者数は平成18年度11月から3月までの平均実利用者数(当該期間の延べ利用者総数÷当該期間の総開所日数)とする。

4. 利用者負担

本事業の実施に当たって、利用者からの負担を求めてはならないものであること。

5. 補助割合

国：定額(10/10)

6. 実施時期

平成18年度

平成18年度中の助成金の支出が困難な場合にあっては、平成19年度に行うことも差し支えないものとする。